

建築基準法施行細則の一部改正の概要

I. 「建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）」（公布：平成26年6月4日 施行：平成27年6月1日等）関係のもの

(1)建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（公布：平成27年1月29日 施行：平成27年6月1日）による建築基準法施行規則の一部改正に伴うもの

- ① 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の4第1項の改正に伴い、許可申請書の添付図書等の規定中の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の条項ずれを整理する。（第12条の表(一)）
- ② 規則第10条の4の2第1項の改正に伴い、認定申請書の添付図書等の規定に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の16第2号の規定（敷地外移転の認定）を追加し、添付図書等を定める。（第12条の2第1項の表(六)）
- ③ 規則第10条の23第6項の改正に伴い、認定又は許可の申請書等の添付図書等の規定に、法第86条の8第1項の認定（全体計画認定）を追加し、添付図書等を定める。（第12条の3第3項）

(2)法の一部を改正する法律に伴うもの

- ① 法第68条の26の改正に伴い、浄化槽調書と浄化槽工事完了報告書の条項ずれを整理する。（様式第5及び様式第5の2）

II. Iの改正に関係ないもの

(1)子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（公布：平成26年12月24日 施行：平成27年4月1日）による建築基準法施行令の一部改正に伴うもの

- ① 令第115条の3第1号の改正に伴い、特殊建築物等に関する報告書の規定の整理をする。（第7条）

III. その他

- ① 許可申請書の添付図書等及び認定申請書の添付図書等の規定において、規則第10条の4第1項及び規則第10条の4の2第1項の規定との整合性を図る。（第12条の表(五)及び第12条の2第1項の表(一)並びに(四)）
- ② その他規定の整理（第7条）

IV. 施行日

I 平成27年6月1日

II及びIII 公布の日